

藤枝市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地震による住宅の出火及び延焼を居住者自らが防止し、被害の減少と市民・地域の防災力向上を図るため、感震ブレーカー等の設置をする者に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 感震ブレーカー等 一定規模以上の地震の揺れを感じて電気の供給を遮断する機能を有する器具であって、一般社団法人日本配線システム工業会が定める感震機能付住宅用分電盤の規格に該当するもの又は一般財団法人日本消防設備安全センターの認証を有するものをいう。
- (2) 特例住宅 この要綱に基づく申請の日において、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定による要介護認定を受けた者（要介護状態区分が要介護3以上に該当する者がいる世帯に限る。）、身体障害者福祉法（昭和42年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（身体障害者手帳1級から4級までに該当する者がいる世帯に限る。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（精神障害者保健福祉手帳1級から3級までに該当する者に限る。）及び都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長から療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、そのものの障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者のいずれかが居住する住宅をいう。

(補助の対象者)

第3条 この要綱により補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 藤枝市内にある住宅を所有し又は居住し、当該住宅に感震ブレーカー等を設置しようとする私人（ただし、賃貸目的の集合住宅への設置については、当該住宅の居住者に限る。）
- (2) 藤枝市内で住宅（ただし、戸建に限る。）を新築し、当該住宅に感震ブレーカーを設置しようとする私人

(補助回数の制限)

第4条 この要綱により補助金の交付を受けることができる回数は、1住宅につき1回限りとする。

(補助の対象及び補助額)

第5条 補助の対象は、感震ブレーカー等の設置に要する経費のうち、感震ブレーカー等の購入及び設置工事に要する経費とする。

2 第3条第1号に規定する者に対する補助額は、補助対象経費の3分の2以内の千円未満を切り捨てた額で、5万円を上限とする。

3 前項の規定にかかわらず、第3条第1号に掲げる者の住宅が特例住宅に該当するときは、その補助額は、補助対象経費の10分の10以内の千円未満を切り捨てた額で、10万円を上限とする。

4 第3条第2号に規定する者に対する補助額は、1万円とする。ただし、第3条第2号に掲げる者の住宅が特例住宅に該当するときは、補助額は1万5千円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業の着工前に、次に掲げる書類を添えて藤枝市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

- (1) 感震ブレーカーの設置に係る見積書の写し（第3条第2号に規定する者を除く。）
- (2) 特例住宅であることが証明できる書類の写し
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、藤枝市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知する。

(交付の条件)

第8条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容について変更する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助対象経費の20パーセントを超える増減をしようとする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止又は廃止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しないとき、又はその事業の実施が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(変更等の承認申請)

第9条 前条第1号から第3号までの規定により市長の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて藤枝市感震ブレーカー等設置推進事業補助金変更承認申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 変更見積書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(変更等の承認決定)

第10条 市長は、前条の規定により変更の承認申請があった場合は、当該申請に係る変更の内容を審査し、変更の承認をするときは、藤枝市感震ブレーカー等設置推進事業計画変更承認書（第4号様式）により通知するものとする。

(実績報告・請求)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業を完了した日の属する年度の3月10日までに、次に掲げる書類を添えて藤枝市感震ブレーカー等設置推進事業実績報告書兼請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 設置工事の施工前及び施工後の状況が確認できる写真（第3条第2号に規定する者にあっては、施工後の状況が確認できる写真）
- (2) 領収書の写し（第3条第2号に規定する者を除く。）
- (3) 設置を証明する書類（第3条第2号に規定する者に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第12条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、藤枝市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付確定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかにその内容について審査し、適當と認めたときは、請求のあった月の翌月末日までに支払うものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第130号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月11日告示第130号）

この告示は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和6年4月1日告示第90号）

この告示は、公示の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年2月28日告示第26号）

この告示は、公示の日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

藤枝市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付申請書

年　　月　　日

藤枝市長　宛

〒

（申請者）住　　所

氏　　名

電話番号

藤枝市感震ブレーカー等設置推進事業について補助金の交付を受けたいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 設置予定場所・製品等について

設置場所	藤枝市	
住宅区分	<input type="checkbox"/> 戸建て <input type="checkbox"/> 集合住宅	
設置予定製品	メーカー名	
	製品型番	
設置に要する経費	円（税込）※新築は記入不要	
申請金額	円	
着工／完了予定	着工　　年　　月	／ 完了　　年　　月
分電盤を取り換える理由		
特例住宅	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当	
添付資料	・見積書（新築は不要） ・特例住宅確認書類（特例住宅に該当する場合）	

2 家主の承諾（借家の場合のみ）

私が所有又は管理する家屋に、上記器具を設置することを承諾します。

年　　月　　日
所有者又は管理者　　住　所

氏　名

第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

住所

氏名 様

藤枝市長

印

藤枝市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった、 年度藤枝市感震ブレーカー等設置推進事業補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 交付の条件

藤枝市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付要綱を遵守すること

第3号様式（第9条関係）

藤枝市感震ブレーカー等設置推進事業補助金変更承認申請書

年　　月　　日

藤枝市長　宛

(申請者) 住　　所

氏　　名

電話番号

年　　月　　日付け 第　　号により補助金の交付決定を受けた
藤枝市感震ブレーカー等設置推進事業の計画を次のとおり変更したいので、承認
されるよう関係書類を添えて申請します。

1 変更について

変更の理由			
設置予定製品	メーカー名	(当初)	(変更後)
	製品・品番号	(当初)	(変更後)
設置に要する経費 ※新築は記入不要		(当初) 円	(変更後) 円
申請金額		(当初) 円	(変更後) 円
		(差引額)	円
着工予定	(当初) 年　月頃予定	(変更後) 年　月頃予定	
完了予定	(当初) 年　月頃予定	(変更後) 年　月頃予定	
添付書類	変更見積書（新築は不要）		

第4号様式（第10条関係）

藤枝市感震ブレーカー等設置推進事業計画変更承認書

第 号
年 月 日

住所

氏名 様

藤枝市長

印

年 月 日付け申請のあった 年度藤枝市感震ブレーカー等設
置推進事業の事業計画変更について、次のとおり承認したので通知します。

記

1 承認の内容

2 補助金額の変更承認

- | | |
|-----------|---|
| (1) 変 更 後 | 円 |
| (2) 変 更 前 | 円 |
| (3) 差 引 額 | 円 |

第5号様式（第11条関係）

藤枝市感震ブレーカー等設置推進事業実績報告書兼請求書

年　　月　　日

藤枝市長　　様

〒

(申請者) 住　　所

氏　　名

(印)

電話番号

(申請時住所)

)

※現住所と異なる場合のみ記入

年　　月　　日付け 第　　号により補助金の交付の決定を受けた
藤枝市感震ブレーカー等設置推進事業が完了したので、関係書類を添えて報告及び請求します。

※金額の前に「¥」を記入

事業に要した経費								円
補助金交付請求額(補助金額)								円
振込口座	銀 行	金 庫	農 協					支 店
預金種目	普通・当座	口座番号						
フリガナ								
口座名義								

添付書類

(1) 設置工事の実施状況（施工前および施工後）が確認できる写真

※新築の場合は施工後の写真

(2) 領収書の写し

※新築の場合は住宅メーカー等の感震ブレーカー等設置を証明するもの

第6号様式（第12条関係）

藤枝市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

住所

氏名 様

藤枝市長 印

年 月 日付け 第 号により決定した 年度藤枝市感
震ブレーカー等設置推進事業補助金について、次のとおり確定します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 交付確定額 円